

# 第4回茨城県議会ICT化検討会議

令和元年8月30日（金）

議会運営委員会室

- 1 開会宣告
  
- 2 会議録署名委員の指名
  
- 3 議事
  - (1) 座長案について
  - (2) その他
  
- 4 閉会宣告

茨城県議会 ICT化検討会議 座長案に対する各会派の意見

座長案	いばらき自民党	県民フォーラム	公明党	日本共産党	川口委員	外塚委員
<p><b>1 タブレット端末の導入</b>                      議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化を図るため、タブレット端末を導入すること。                      導入するタブレット端末は、資料の閲覧に適した大きさのものとし、議事堂外でもインターネット接続が行えるよう、LTE通信に対応したものとすること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	<p>議会の審議・運営の活性化と合わせ、「県民への情報発信力の向上・迅速化」も重要な要素であると考えます。県民にとって有益な資料がデータ化され、議員から県民に情報発信しやすい環境をつくっていただきたい。                      公費負担で導入する以上、その効果が県民にもわかりやすい形で伝わり還元されることが求められます。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ
<p><b>2 クラウド型ファイル管理システムの導入</b>                      タブレット端末の導入に併せ、クラウド型ファイル管理システムを導入し、議案や委員会資料、議会事務局からの通知等について、クラウド上で共有及び確認できる環境を整備すること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	<p>共有・確認できる資料やデータをどのようなものにするのか、その選択が非常に重要です。各議員の多様な調査や政策立案に対応できるよう、選択に当たって各会派の意向を反映させるとともに、導入後においても柔軟に追加や入れ替えできるようにすること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ
<p><b>3 無線LAN環境の整備</b>                      議場を含む議事堂内における安定的な通信環境を確保するため、無線LAN環境を整備すること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	<p>今後、議会棟全体で統一の無線LANにして利便性を高めるのか、議場及び各議員室や図書室で別々の無線LANにしてセキュリティを高めるのか、傍聴者も接続できるようにするのかなど、具体的な検討を重ねて随時整備すること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ
<p><b>4 利用範囲</b>                      タブレット端末は、本会議、委員会（議事堂外での調査及び出前委員会を含む。）及び協議等の場など議会の公務、議会の公務に関する議会事務局からの通知等の受信について利用できるものとすること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	<p>その利用範囲を超えて、議員個々の調査活動などに利用することをどう考えるのか整理する必要があります。自宅や事務所にタブレットを持ち帰ることを想定すれば、利用範囲を物理的に制限できるのかどうか不明確だと考えます。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ

座長案	いばらき自民党	県民フォーラム	公明党	日本共産党	川口委員	外塚委員
<p><b>5 導入時期</b></p> <p>令和2年第2回定例会を目途に、タブレット端末及びクラウド型ファイル管理システムを導入し、委員会及び議会事務局からの通知等の受信について、試行的に利用すること。</p> <p>本会議等への利用の拡大は、委員会での利用の効果や課題等を検証した上で、国会におけるタブレット端末等の導入状況も踏まえて行うこと。</p>	座長案に同じ	<p>予算確保の関係上、時期には一定の制限があるが、可能な限り早期に導入し、試行期間を十分にとるべき。</p>	座長案に同じ	<p>委員会などでの利用時期について、予算の執行上、来年の第2回定例会を目途にすすめることが妥当と考えますが、議会と執行部の利用開始は同時期とするのが適当と考えます。</p> <p>本会議等への利用についても、導入する場合には議会と執行部が同時にするよう調整する必要があるのではないのでしょうか。</p>	導入時期は、執行部と議会で同時期にすべきである。	座長案に同じ
<p><b>6 使用可能端末</b></p> <p>タブレット端末が利用できるとされた公務等については、原則として、導入したタブレット端末を使用すること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	<p>議員に貸与されるタブレットを公務で活用しやすいよう、ソフトや機能を検討していただきたい。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ
<p><b>7 紙資料の取扱い</b></p> <p>議案や委員会資料、議会事務局からの通知等、紙で配布していた資料については、当面、紙による配布を継続すること。</p> <p>その上で、議員の操作への習熟度等を勘案しながら、紙での配布が必須ではない資料について、段階的にペーパーレス化を進めていくこと。</p> <p>なお、将来の完全なペーパーレス化も視野に、紙での配布を定めた会議規則等の改正を検討すること。</p>	座長案に同じ	<p>座長案に同じ</p> <p>但し、ペーパーレス化の時期については早期に実現できるようにシステムを使用する議員側の習熟度の向上策について対策すること。</p>	座長案に同じ	<p>タブレットを導入したのにペーパーレスがまったく進まないというのでは県民の理解が得られません。一方、紙資料を一切なくすのも非現実的です。</p> <p>それぞれについて紙資料が必要かどうか検討し、必要ないと合意できたものから順次なくしていくこと。その際、各議員や会派の意見に応じた取扱いが必要になると考えます。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ
<p><b>8 費用負担</b></p> <p>タブレット端末及びクラウド型ファイル管理システムの導入・運用経費（端末の通信費用を含む。）をはじめ、この答申の実施にあたり必要な経費は、公費負担とすること。</p> <p>なお、タブレット端末の使用に必要な付属品（ペン、ケース、保護フィルム等）についても、公費負担とすること。</p>	座長案に同じ	<p>公費負担への異論はないが、議員各自の活動にも使用することが予想されるため、一定程度の費用負担は考慮してもいいのではないかと。</p>	座長案に同じ	<p>原則公費負担とすることに同意しますが、金額や契約の妥当性を検証できるようにすること。</p> <p>また、タブレットや付属品を紛失・損傷させた場合などは、個人負担か公費負担なのかルール化すること。</p>	座長案に同じ	座長案に同じ

座長案	いばらき自民党	県民フォーラム	公明党	日本共産党	川口委員	外塚委員
<b>9 研修の実施</b> 議員がタブレット端末の操作方法を十分に習得できるよう、研修の機会を設けること。	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ
<b>10 セキュリティーの確保</b> タブレット端末のインターネットへの接続、議事堂外への持ち出しを想定した十分なセキュリティ対策を実施すること。 また、タブレット端末の管理、取扱い等に関するルールを定め、議員に対し、その徹底を図ること。	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	セキュリティー対策の具体的な内容や想定されるリスクなどについて、議員の認識を深められるよう説明していただきたい。 また、取扱い等のルールは、今後、議会運営委員会で決めていくとされていますが、当面はICT化検討会議を継続して、必要なルールの検討や導入効果の検証を行ったうえで、議運に諮るようにすることが望ましいと考えます。	座長案に同じ	座長案に同じ
<b>11 執行部の利用</b> 執行部について、本会議、委員会（議事堂外での調査及び出前委員会を含む。）及び協議等の場など議会の公務でのパソコン（タブレット端末を含む。）の使用を認めること。	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	執行部の利用を認めることに異議はありませんが、利用開始時期については「5」で述べたように、議会と執行部で調整すること。	座長案に同じ	座長案に同じ
<b>12 予算の確保</b> この答申の実施にあたり必要な経費については、所要額を速やかに予算措置するよう、議長から知事に強く申し入れること。	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	過大な予算とならないこと。 また、予算執行を細かく検証できるよう、何にいくらかかったのか、初期費用とランニングコストなど決算資料を充実していただきたい。	座長案に同じ	座長案に同じ
<b>13 その他</b> タブレット端末導入後の利用範囲の拡大については、この答申に基づくタブレット端末の利用の効果や課題、議員の操作への習熟度等を踏まえ、議会運営委員会等において適切に判断を行うことが適当であること。	座長案に同じ	座長案に同じ	座長案に同じ	先行自治体において、少なくとも議会での導入効果が見えないことが課題として挙がっている。例えば、議場や委員会室等に大型スクリーンを設置して県民に対して質問・答弁内容をわかりやすくしていく取り組みも検討が必要ではないでしょうか。	座長案に同じ	座長案に同じ